一五　印紙税法の一部改正関係

印紙税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第二一条関係）

一六　国税犯則取締法の一部改正関係

国税の犯則調査について、収税官吏は、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとした。（第一条関係）

一七　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　特定寄附信託の利子所得の非課税措置を次のとおり創設することとした。（第四条の五関係）

(1)　特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債等の利子等（その公社債等が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限る。）については、所得税を課さない。

(2)　特定寄附信託契約とは、居住者が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務を営む金融機関又は信託業法の免許を受けた信託会社と締結した当該居住者を受益者とする信託に関する契約で、その信託財産を特定寄附金として支出することその他計画的な寄附が適正に実施されるための要件が定められているものをいう。

(3)　特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じた場合には、その事実が生じた日以前に信託財産から生じた利子等については、右記(1)の非課税の適用はなかったものとし、かつ、その事実が生じた日においてその利子等が生じたものと、当該受託者がその利子等を支払ったものとそれぞれみなして、利子の源泉徴収に関する規定を適用する。

(4)　特定寄附信託契約に基づき公益法人等に対して寄附した金額のうち、右記(1)により非課税となった利子等に相当する金額に係る部分は、寄附金控除は、適用しない。

㈡　次の特例の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、その配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を一〇〇分の三以上（改正前一〇〇分の五以上）に引き下げることとした。（第八条の四、第九条の三及び第九条の八関係）

(1)　上場株式等に係る配当所得の課税の特例

(2)　上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例

(3)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税

㈢　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を平成二六年まで延長することとした。（第二五条、第六七条の三及び第六八条の一〇一関係）

(1)　免税対象牛の売却頭数要件の上限を年間一、五〇〇頭（改正前年間二、〇〇〇頭）に引き下げる。

(2)　免税対象牛の範囲から売却価額八〇万円以上（改正前一〇〇万円以上）の交雑牛を除外する。

㈣　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の制定に伴い、特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等について、次の措置を講ずることとした。（第二九条の三関係）

(1)　本特例の対象となる新株予約権等に、同法に規定する外国法人で株式会社であるもの（同法の施行の日から平成二六年三月三一日までに同法の認定を受けたものに限る。以下「特定外国株式会社」という。）が会社法に相当する外国の法令の規定に基づく付与決議等により発行する新株予約権で、当該特定外国株式会社が設立した認定研究開発事業者又は認定統括事業者（以下「認定事業会社」という。）の取締役等である個人に付与されるものを追加する。

(2)　認定事業会社の解散その他一定の事由が生じた場合には、その時に、その時の価額で右記(1)の適用を受けて取得した株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課する。

(3)　認定事業会社は、特定外国新株予約権の付与に関する調書及び特定外国株式の異動状況に関する調書を、毎年一月三一日までに税務署長に提出しなければならない。

㈤　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を平成二四年まで延長することとした。（第三〇条の二関係）

㈥　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、土地等その他の資産が農地法の規定に基づいて買収され、対価を取得する場合の措置を廃止することとした。（第三三条、第六四条及び第六八条の七〇関係）

㈦　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用対象に、総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合を追加することとした。（第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

㈧　認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例について、課税の繰延べ割合を土地等の交換等に係る譲渡益の八〇パーセント（改正前一〇〇パーセント）に引き下げた上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第三七条の九の二、第六五条の一三及び第六八条の八四関係）

㈨　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を追加することとした。（第三七条の一四関係）

㈩　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等について、増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除の適用の際、当該増改築等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除することとした。（第四一条及び第四一条の三の二関係）

(二)　償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象とされる特定短期公社債の範囲について、発行日から償還期限までの期間が一年以下であるすべての国債を対象とすることとした。（第四一条の一二関係）

(三)　先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加えることとした。（第四一条の一四関係）

(1)　商品先物取引法第二条第一四項第一号から第五号までに掲げる取引で同法に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものの差金等決済

(2)　金融商品取引法第二条第二二項第一号から第四号までに掲げる取引で同法に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものの差金等決済

(3)　金融商品取引所に上場されていない金融商品取引法第二条第一項第一九号に掲げる有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡

(三)　認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除を次のとおり創設することとした。（第四一条の一八の二及び第四一条の一八の三関係）

(1)　個人が認定特定非営利活動法人に対して支出した当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金については、その年中に支出した当該特定非営利活動に関する寄附金の額の合計額（当該合計額が、当該個人のその年分の総所得金額等の一